

災害が起きた時の「ごみ」のこと

2021年7月12日

千年新町町内会

環境衛生部 糸田谷いずみ

災害が起きた時には大量のごみが発生します。

川崎市では 災害が起きた時の「ごみ」についての

災害時廃棄物等処理ハンドブックが令和3年3月に発行されました。

ハンドブックでは みなさんに 災害時のごみについて知っておいてもらいたい事が書いてあります。
ハンドブックのコピーを回覧致しますのでごらん下さい。

いざ災害が発生した時、状況により案内や処理方法が変わる場合があります。

また避難所での運用も異なる場合があります。

万一の災害に備えて普段から不要な物を整理して生活できているか
ふだんのごみ出しマナーや分別、エコ意識が災害の時に生きてきます。

いざという時の為に日ごろから考えておきましょう!!

* ハンドブックは 宮前生活環境事業所で
入手可能ですが

ご希望の方は 地区委員又は

糸田谷までお申し出下さい。

ハンドブック
15cm

21cm



災害が 起きた時の 「ごみ」のこと



災害時に発生する大量のごみを
迅速に処理できることは
いち早い復旧復興につながります

この冊子には、平時からみなさんに災害時のごみについて知っておいてもらいたいことが書かれています。災害の規模や状況によっては、案内や処理方法が変わる場合があります。また、避難所での運用も異なる場合があります。

ご協力のお願い

① ごみの収集が中止になることがあります。

大規模な災害が予想される台風の接近時には、収集が中止となることがあります。また、地震が起きた場合、災害の規模によっては資源物・ごみの収集が行われないことがあります。

② 収集がすぐに始まらないことがあります。

災害の影響で資源物・ごみの収集が行われなくなった場合、普通ごみは原則発災後3日目以降から収集を再開しますが、資源物はお待ちいただくこととなります。

③ 情報の入手方法を確認しておきましょう。

収集の中止や再開、片付けごみの出し方についてのご案内など、ごみに関する情報を市ホームページなどでお知らせします。災害時は状況が変わりやすいため、なるべく情報を受け取れるようにしておきましょう。

WEB

川崎市公式
ホームページ



スマホアプリ

川崎市ごみ
分別アプリ



ツイッター

かわさき
3R 情報



この他、防災無線、収集車からのアナウンス、メールマガジン等も予定していますが、上記の3つを事前登録しておくとう便利です。

災害廃棄物等処理ハンドブック 初版
川崎市環境局

発行元：環境局生活環境部減量推進課
発行年：令和3年3月

災害時に出るごみ

①生活ごみ

災害時でも普通の生活で発生する、通常の資源物・ごみ

普段の集積所

Point いつもの分別・いつもの場所



普通ごみは、原則発災後3日目以降から優先的に収集します。

携帯トイレ・紙おむつは「普通ごみ」。公衆衛生の観点からも、優先的に収集します。

袋を二重にするなどご協力を!



大規模な災害の場合は資源物や粗大ごみの収集を中止する場合があります。再開するまでは自宅で保管をお願いします。



再開はホームページ等でお知らせします。

分別がされていれば、その後の処理がスムーズにでき、復旧復興も早くなります。災害時こそ、生活ごみも片付けごみも、ルールを守りましょう。迅速な復旧復興のため、分別にご協力をお願いします。

災害時こそきちんと分別!



災害時はたくさんのごみが出ます

収集がすぐに始められないことや、ごみが一度にたくさん出ることで収集が間に合わないことがあります。急いで出す必要がない物は自宅で保管をお願いします。

②片付けごみ

災害で壊れたり、水浸しで使えなくなった家具や家電など

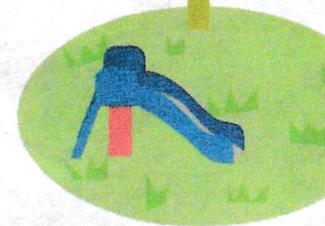
仮保管場所



片付けごみは、市が指定した仮保管場所に出してください。

仮保管場所は、被害状況等に応じて開設します。開設場所や出し方などは、決まり次第ホームページ等でお知らせします。

仮保管場所



ごみ集積所に出さない



道路に出さない



車両が通れません

● 片付けごみの分別区分 ●

災害により異なる場合がありますので、詳細はホームページ等でお知らせします。

種類	片付けごみの一例
廃家電	テレビ、冷蔵庫、照明器具、その他の家電製品
布団類	布団、マットレス、じゅうたん、畳など
その他の粗大ごみ (壊れた家具等)	タンス、食器棚、テーブルなど

災害が起きる前の心得

家の整理整頓

災害が起こったとき、家の中は壊れた家具や家電が散乱し、生活を取り戻すため、ごみの片付けや処分に追われるかもしれません。普段から不要な物を整理しておけば、片付けるごみを減らすことができます。

トイレ対策

重要

災害時には断水や下水管の破損、また停電などによりトイレが使えなくなることがあります。災害時でも各家庭で対応できるよう、水や食料と合わせて携帯トイレ等の備蓄をお願いします。使用済みの携帯トイレは、普通ごみとして出してください。

収集する際に飛散する恐れがありますので、汚物をそのままの状態でもり袋に入れて集積所に出さないでください。

汚物は必ず凝固剤などで固めてから出すようにしてください。



情報の入手方法

重要

緊急時にはすぐに情報が伝えられないことも多くあります。災害時に下記のツールから最新情報を得られるようにしておいてください。事前に登録しておくとう便利です。



**大型の台風接近により
収集が中止になる
ことがあります。**

ごみが雨風で散乱し、ごみ出しが危険になることがありますので、状況を確認してお出してください。



災害ボランティア情報

川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターまたは各区の社会福祉協議会ボランティア（活動振興）センターに相談を。

川崎市社会福祉協議会 044-739-8710

<http://www.csw-kawasaki.or.jp/index.html>

発災時には災害ボランティアセンターが設置されることもあります。



被災家屋の解体・修理

被災家屋等解体撤去（支援制度）

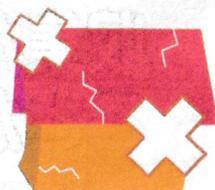
災害により甚大な被害が認められる場合、生活環境上の支障の除去、被災者の生活再建支援及び迅速な復旧を図るための支援制度です。り災証明が全壊または半壊となった家屋等の所有者の申請により、市が定めた基準の範囲内で被災家屋等の解体撤去を公費負担するものです。一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は対象となりません。

施設整備課 電話 044-200-2575

事業者によるリフォーム

災害により被災した家屋であっても、所有者が委託したリフォーム事業者が修理・リフォーム等を行うことにより生じた廃棄物は、リフォーム事業者が処理すべき産業廃棄物にあたるため市では収集・処理を行いません。委託したリフォーム事業者が関係法令に基づき適正に処理するように依頼してください。

廃棄物指導課 電話 044-200-2581



事業者から出るごみ

事業所内で発生した災害廃棄物は原則、事業者自らの責任において適正に処理すること（自ら廃棄物処理業者に委託する等）になります。大規模災害の場合等は、処理手数料の減免（通常時、産業廃棄物として処理するものを除く）等ができる場合がありますので、ホームページ等で最新情報をご確認ください。

減量推進課 電話 044-200-2568

Q&A

災害時のごみの分別をしますか。

いつも通りの分別をお願いします。災害時には多くのごみが排出されます。分別がされていないと収集がきれなくて生ごみなどが腐敗したり、収集後に資源物とごみを分別することになったりし、処理に時間がかかる恐れがあります。早期の復旧復興のため、分別を徹底してください。



片付けごみは無料で収集してくれますか。

片付けごみは無料で収集します。無料収集の期間等の詳細については、発災後にお知らせします。

災害時には資源物（ペットボトルやプラ容器など）は収集しないのですか。

災害の規模により、資源物は一時的に収集を休止することがあります。災害時には、腐敗・悪臭等が発生する恐れがある生ごみなどを優先的に収集する必要があるからです。資源物の収集開始はホームページなどでお知らせします。

どうして「片付けごみ」は集積所に出せないのですか。

壊れた家具・家電などが普通ごみと一緒に出されると、収集自体がとても困難になります。また、積みあがった家具などが倒れ、けがや事故が発生する危険性もあります。また、緊急車両などの通行の妨げになるため、片付けごみは道路に出さないでください。

